

平成 18 年度大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）審査要項

大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）選定委員会

「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）」は、大学等の教職員を海外の教育研究機関等に派遣し、教育研究能力等の向上を図る優れた取組みを選定し財政支援を行うことで、教育研究の国際化及び高度な人材育成に資することを目的とする。

「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）」の審査は、この要項により行うものとする。

1. 審査方法及び審査手順

- (1) 選考は、大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育研究実践支援、戦略的国際連携支援）選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。
- (2) 審査の客観性を担保するために、選定委員会は、ペーパーレフェリーの意見を参考に書面審査を行い、委員の合議により選定候補を選定する。
- (3) 選定委員会は、審議し選定した結果を文部科学省に報告する。

2. 審査方針

本プログラムの選定にあたっては、次の点に留意する。

・「総括表」に関する審査方針

(1) 大学等としての派遣事業の全体計画について

- ① 「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）」の目的に対応した取組みとして具体的かつ明確に目的・目標が設定され、有効な取組みと認められるか。
- ② 大学等が自ら掲げる教育上の理念・目的等に基づいて全体計画を設定しているか。
- ③ 取組みの成果が我が国の教育研究の質的向上の実現への効果が認められるものとなっているか。

(2) 評価体制等について

- ① 取組みに対しての評価を組織として適切に実施する体制の整備又は計画がなされているか。

・「個別表」に関する審査方針

(1) 個別の取組みについて

- ① 「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進研究実践支援）」の目的に対応した取組みとして具体的かつ明確に目的・目標が設定され、有効かつ妥当な取組みと認められるか。

- ② 計画内容が具体的かつ明確なものとなっているか。
- ③ 派遣先（国、機関など）でなければ、達成できない取組みであるか。
- ④ 派遣期間は、取組みを遂行する上で適当であるか。
- ⑤ 派遣先の受け入れ環境（指導者、教育研究環境など）は妥当であるか。
- ⑥ 派遣者として適任か。（取組みの活動状況及び教育研究の活動実績）
- ⑦ 発展する可能性があり、更なる効果が期待できるか。

(2)本取組みの内容や支援体制について

- ① 大学等の人的・物的・経費的支援体制は十分か。
- ② 学部等において、評価結果を本事業の主旨である教育研究活動の質の向上及び改善に結びつけるシステムの整備または計画がなされているか。

3. その他

(1)開示・公開等

- ① 選定委員会の審議内容等の取扱いについて、
 - ア 会議及び会議資料は、原則、公開とする。
ただし、次に掲げる場合であって、委員会で非公開とすることを決定したときは、この限りでない。
 - ・ 審査・評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
 - ・ その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合
 - イ 委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査・審議の場合は、非公開とする。
 - ウ 選定結果については、ホームページ等への掲載などにより、情報を公開する。
- ② 委員等の氏名について
委員会の委員の氏名は予め公表することとする。

(2)利害関係者の排除

- 申請に直接関係する委員は、審査を行わないものとする。
書面審査の場合は、当該委員を除く委員で審査を行うこととし、合議審査の場合は、当該申請の審査には参加しないこととする。
また、委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請についても、審査・評価を行わないものとする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員が代表権を有する、又は、長を務める機関からの申請。
- ・ 委員本人が代表者の申請
- ・ 委員が所属する組織の構成員が代表者となっている申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請